

平成31年4月入札契約制度改正について

契約締結日が平成31年4月1日以降のものから、次のとおり改正します。
(長期継続契約などにより平成31年4月1日より前に契約締結したものについては、今回の改正の対象ではありません。)

瀬戸市における全ての契約について

1 履行遅延利息の利率を改定します。

受注者が履行期限までにその債務を履行しない場合の違約金について、本市からの代金の支払が遅れた際の遅延利息と同率とすることとし、未履行部分相当額に対し契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額とします。

2 契約解除に伴う違約金の取扱いについて以下の項目を追加・新設します。

- (1) 違約金の発生事由として「受注者による履行拒否、受注者の帰責事由による履行不能」を追加します。
- (2) 破産管財人等からの解除にも対応できる違約金請求権の規定を新設します。

3 談合その他不正行為に係る契約解除について以下の2項目を追加します。

- (1) 独占禁止法に基づく納付命令又は排除措置命令において、受注者が本市と締結した契約に関し、同法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき、本市はその契約を解除できることとします。
- (2) 独占禁止法に基づく納付命令又は排除措置命令により受注者に同法に違反する行為があったとされた期間及び取引分野が示された場合において、受注者と本市が締結した契約が、当該期間に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであったとき、本市はその契約を解除できることとします。

4 暴力団排除に係る契約解除について以下の2項目を追加します。

- (1) 受注者がその下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約等(以下「下請契約等」という。)において相手方が暴力団等に該当することを知りながら契約を締結したと認められる場合に、本市はその契約を解除できることとします。
- (2) 受注者が暴力団等に該当するものを下請契約等の相手方としていた場合に、本市が下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき、本市はその契約を解除できることとします。

工事請負契約・建設コンサル系業務委託の契約について

1 呼称を「発注者」「受注者」へ変更します。

契約書及び契約約款中の呼称について、「甲」・「乙」から「発注者」・「受注者」へ変更します。

2 契約締結後5日以内の工程表の提出について、工事については設計図書に定めた場合のみとし、業務委託については不要とします。

3 一次下請企業から、社会保険等未加入建設業者を排除します（適用除外となる方は除きます）。【工事のみ】

元請企業のみならず、一次下請企業まで社会保険等へ加入している事業者のみとします（適用除外となる方は除きます。）。

4 現場代理人の常駐義務を緩和します。【工事のみ】

以下のいずれかに該当する場合は、現場代理人について常駐を要しないことができることとし、代わりに現場責任者※を定めるものとします。ただし、設計図書において工事現場への常駐が必要であることを明示した場合を除きます。

- (1) 建設工事に該当しない工事（草刈り、溝浚い等）
- (2) 建設工事に該当する工種の請負代金額が500万円未満の工事

※現場責任者の責務、権限等については、工事現場の常駐を除き現場代理人と同様とします。